

建設工事を落札された皆様へ〔岩手県〕

建設業法では、建設工事の適正な施工の確保と建設産業の健全な発展のため、不良不適格業者を排除し、「技術と経営に優れた企業」が成長できるような条件整備を行うことを目的として、技術者等に関する制度を定めています。県営建設工事の施工にあたっては、これらの制度をご理解のうえ、的確な運用に努めてください。

1 一括下請負の禁止について（建設業法第22条）

建設業者は、その請け負った建設工事を、方法の如何を問わず一括して他人に請け負わせ、又は一括して請け負うことはできません。

2 下請代金の支払いについて（建設業法第24条の3）

元請負人は、発注者から請負代金の支払いを受けたときは、下請負人に対して、当該支払いを受けた日から1か月以内に、相応の金額を支払わなければなりません。

また、発注者から前払金の支払いを受けたときは、下請負人に対して、必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

3 施工体制台帳等の整備について（建設業法第24条の7）

特定建設業者は、元請として建設工事を請け負い、当該建設工事を施工するために契約した下請代金の合計額が3000万円（建築一式工事については4500万円）以上となる場合には、施工体制台帳を作成して工事現場ごとに備え付け、発注者の閲覧に供しなければなりません。

また、工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げなければなりません。

4 経営事項審査について（建設業法第27条の23）

公共工事を元請として請け負おうとする建設業者は、建設工事請負（入札参加）資格者名簿の有効期間にかかるらず、請負契約の締結の日の1年7か月前以内の日を審査基準日とした経営事項審査の結果通知を受けていなければなりません。この結果通知を受けていない建設業者は、公共工事の請負契約を締結することができません。

5 工事現場に掲げる標識について（建設業法第40条）

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者又は監理技術者の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号を記載した標識を公衆の見やすい場所に掲げなければなりません。

6 下請調書の提出について（岩手県営建設工事請負契約書附属条件）

県営建設工事を請け負った建設業者は、工事の施工に当たり下請契約を締結した場合には、7日以内に下請調書を発注者に提出しなければなりません。この下請契約には、いわゆる労務提供等の協力施工方式による場合も含まれますので注意してください。

なお、すべて自社施工で下請に出さない場合であっても、工事完成届の提出の際に「下請施工部分なし」と下請調書に記載して提出してください。

7 建設業退職金共済組合に加入しましょう。（岩手県営建設工事請負契約書附属条件）

県営建設工事を請け負った建設業者は、自ら建設作業員を使用する場合及び下請負人が建設作業員を使用する場合には、1か月以内に建退共の発注者提出用掛金収納書をはり付けた建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書を発注者に提出しなければなりません。

また、元請負人は、請け負った工事に必要な共済証紙をまとめて購入し、その現物を下請負人の延べ労働者数に応じて、末端の下請負人まで交付するようにしてください。

なお、建退共に加入し、履行実績がある場合は、経営事項審査において評価されます。

8 法定外労働災害補償制度に加入しましょう。（岩手県営建設工事請負契約書附属条件）

1000万円以上の県営建設工事を請け負った建設業者は、5日以内に建設労災補償制度加入状況報告書を発注者に提出しなければなりません。

なお、一定の要件を満たす法定外労災補償制度に加入している場合には、経営事項審査において評価されます。

9 技術者の配置について（建設業法第26条）

建設業者は、建設工事を施工する場合には、その現場に一定の資格又は経験を有する技術者（主任技術者又は監理技術者）を置かなければなりません。

| 業種区分 | 指定建設業 (土木、建築、電気、管、鋼構) (造物、舗装、造園の7業種) | | | その他の建設業(21業種) | | |
|-----------------|--|-------------------------|------------------------------|-------------------------|--------|-----------------|
| 許可区分 | 特定建設業 | | 一般建設業 | 特定建設業 | | 一般建設業 |
| 元請工事における下請金額の合計 | 3千万円以上 | 3千万円未満 | 3千万円以上は下請契約できない | 3千万円以上 | 3千万円未満 | 3千万円以上は下請契約できない |
| 現場に置く技術者 | 監理技術者 | | 主任技術者 | 監理技術者 | | 主任技術者 |
| 技術者の資格要件 | 1級資格者 大臣特認者 | 1級資格者 2級資格者 実務経験者 | 1級資格者 指導監督的実務経験者 大臣特認者 | 1級資格者 2級資格者 実務経験者 | | |
| 技術者の専任 | 請負金額2500万円以上の工事は、現場ごとに専任 | | | | | |
| 監理技術者資格者証の必要性 | 必要 | — | 必要 | — | | |

(注) 建築工事業にあっては、3000万円を4500万円に、2500万円を5000万円に読み替える。

10 建設資材は、県内の建設資材販売業者から購入しましょう。